

○松山市子ども医療費の助成に関する条例

平成14年3月20日

条例第14号

改正 平成15年3月24日条例第6号

平成16年12月21日条例第70号

平成18年9月29日条例第39号

平成20年3月21日条例第12号

平成21年3月23日条例第13号

平成23年3月23日条例第11号

平成24年3月23日条例第13号

平成26年7月11日条例第48号

平成27年3月25日条例第17号

平成30年3月23日条例第6号

令和元年6月28日条例第9号

松山市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 出生の日から15歳に達した日以後における最初の3月末日までの間にある者

(2) 本市の区域内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

イ アの要件を満たさないことにつき市長が特別の理由があると認める者

(3) 規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による被保険者又は被扶養者

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付，入院時食事療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，家族療養費，家族訪問看護療養費，高額療養費及び特別療養費並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する高額介護合算療養費をいう。

4 この条例において「一部負担金」とは，保険給付を受ける者が負担すべき額（次に掲げるものを除く。）をいう。ただし，他の法令等の規定に基づく医療費等の給付であって規則で定めるものがあるときは，当該給付に相当する額を控除した額とする。

(1) 食事療養標準負担額

(2) 障害児入所医療に係る利用者負担額（世帯員全てに市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいう。）が課されていない世帯に属する子どもに係るものを除く。）

（助成対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者は，保護者であって本市の区域内に住所を有するものとする。ただし，その子どもが次の各号のいずれかに該当する者であるときは，助成の対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 他の制度により医療費の自己負担分の全部について助成を受けることができる者

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者

（助成）

第4条 市長は，子どもが保険給付を受けたときは，その保護者に対し，当該保険給付に係る一部負担金を助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は，月を単位として計算するものとする。

（助成の対象期間）

第5条 前条の規定にかかわらず，保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過した場合の当該保険給付に係る医療費は，助成の対象としない。

（助成制限）

第6条 第4条の規定にかかわらず，医療費の助成の原因となった疾病，負傷等が第三者の行為によって生じたものであり，かつ，その医療に要する費用の全部又は一部について，第三者からの賠償を受けるときは，その賠償の限度において助成をしないものとする。

る。

(受給資格の登録)

第7条 保護者が子どもに係る医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証)

第8条 市長は、前条の申請があった場合において、子どもに係る医療費の受給資格があると認めたときは、当該申請をした保護者（以下「受給資格者」という。）に受給資格証を交付する。

2 受給資格者は、受給資格証を汚損し、又は紛失したときは、規則で定めるところにより、市長に対し再交付の申請をしなければならない。

3 受給資格証の再交付があったときは、従前の受給資格証は、その効力を失う。

4 子ども又は受給資格者が、子どもに係る医療費の受給資格の要件を欠くに至ったときは、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。

(助成の方法)

第9条 子どもに係る医療費の助成は、当該医療費の一部負担金を保険医療機関等に支払うことによつて行ふ。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、受給資格者の申請に基づき、当該医療費の一部負担金に相当する額を当該受給資格者に支給することによつて助成を行うことができる。

(届出の義務)

第10条 受給資格者は、第7条の規定により申請した事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な行為により医療費の助成を受けた者に対し、既に助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行し、同月診療分から適用する。

(編入に伴う経過措置)

- 2 北条市及び中島町の編入の日前に、編入前の北条市乳幼児医療費助成条例（昭和48年北条市条例第5号）又は中島町乳幼児医療費助成条例（昭和48年中島町条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成15年3月24日条例第6号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年12月21日条例第70号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則（平成18年9月29日条例第39号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成20年3月21日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松山市乳幼児医療費の助成に関する条例、松山市母子家庭医療費の助成に関する条例及び松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付に係る医療費について適用し、同日前の保険給付に係る医療費については、なお従前の例による。

付 則（平成21年3月23日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松山市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付に係る医療費について適用し、同日前の保険給付に係る医療費については、なお従前の例による。

付 則（平成 23 年 3 月 23 日条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松山市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付に係る医療費について適用する。

付 則（平成 24 年 3 月 23 日条例第 13 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第 2 条第 1 項の改正規定、第 4 条中松山市母子家庭医療費の助成に関する条例第 3 条第 1 項の改正規定及び第 5 条中松山市子ども医療費の助成に関する条例第 2 条第 1 項の改正規定は、同年 7 月 9 日から施行する。

付 則（平成 26 年 7 月 11 日条例第 48 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中松山市母子家庭医療費の助成に関する条例第 2 条第 2 項及び第 3 条第 1 項第 1 号エの改正規定は平成 26 年 10 月 1 日から、第 2 条及び付則第 3 項の規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 3 第 2 条の規定による改正後の松山市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後の保険給付に係る医療費について適用し、同日前の保険給付に係る医療費については、なお従前の例による。

付 則（平成 27 年 3 月 25 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 23 日条例第 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年 6 月 28 日条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、付則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松山市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 施行日前にこの条例による改正前の松山市子ども医療費の助成に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（準備行為）

4 新条例の規定に基づく手続その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。